

(別添3)質権約定書(金融債を目的とする場合)

退職手当の保全のための質権設定に関する約定書

印紙 昭和 年 月 日

会社(甲)住所

氏名又は名称

銀行(乙)住所

名称

労働者(丙)別冊労働者名簿記載の各労働者

代理人(丁)住所

氏名

甲の退職手当の支払に関する就業規則に基づき甲が丙に対し負担する退職手当の支払債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第五条に規定する保全措置として、甲が所有する乙が発行した無記名債券(金融債)の上に、甲が丙を質権者として質権の設定を行うにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の事項を確約する。

記

第一条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

一 丙が甲に対して有する退職手当債権の保全のために行う質権設定契約の締結

二 本約定書正本の保管及び第二条第二項による乙への保護預けによる質権の目的物である別冊債券明細書に記載されている債券(次号により乗り換え)た新規発行債券を含む。以下「債券」という。の保管

三 甲が第三条第一項に基づき新規発行債券に乗り換える場合の償還期日が到来した債券の甲への近還及び当該新規発行債券の甲からの受入れ

四 質権実行の手続(金銭の受領を含む。)

五 前号のうち、第七条に係る事項の乙への再委任

六 第十一条第三項ただし書きに基づく期間の延長

七 復代理人の選任

八 前各号に付帯するいつさいの行為

第二条 甲は、甲が第十一条第一項の期間内に第五条第一項の各号のいずれかに該当した場合において、甲が第十一条第二項の期間内に退職した丙に対して負担する退職手当(既に支払われた額を除く。以下「未払退職手当」という。)の支払債務の根担保として、それぞれ別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された金額を限度として、債券の上に、丙を質権者として質権を設定し、丁に当該債券を差し入れることとする。

2 丁は、前項及び次条第一項により引渡しを受けた債券を、すみやかに乙に保護預けすることとする。

第三条 甲は、債券の償還期日が第十一条第一項又は同条第三項の期間内に到来するとき、当該債券を同種同額面の新規発行債券に乗り換え、当該新規発行債券を引き続き前

条の規定による質権の目的物とする。

2 債券が割引債券であるときは、前項の乗り換えによつて生じた割引料には本約定による質権の効力は及ばないこととする。

3 債券が利付債券である場合であつて、その付属利札の利渡期日が第十一条第一項又は同条第三項の期間内に到来するときは、当該付属利札には本約定による質権の効力は及ばないこととする。

第四条 丁は、本約定による質権の目的物を転質することができないこととする。

第五条 第二条の質権は、甲が次のいずれかに該当したときのみ実行することができることとする。

一 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三 質金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第六十九号)第二条第一項第五号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。

第六条 質権の実行は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

2 前項の請求を分割して行う場合にあつては、その請求は毎月一回を超えないこととする。

3 丁は、質権を実行しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次の事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。

一 質権の実行時における未払退職手当の額

二 別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された額

三 第一号又は前号の額のいずれか少ない額(以下「被担保額」という。)

四 被担保額に係る所得税の額及び地方税の額(以下「税額」という。)

五 被担保額から税額を控除した額(以下「手取額」という。)

六 退職日

4 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被担保額、税額及び手取額をそれぞれ合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。

5 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、乙に対して、保護預けしている債券を払い戻し、当該債券を償還又は売却した上、当該書面に記載された手取額を合算した額の金銭の丁への交付及び税額を合算した額の金銭の甲への交付を請求することとする。

第七条 乙は、前条第五項の請求があつたときは、当該債券を払い戻した上、償還又は売却し、丁及び甲に当該金銭をそれぞれ交付することとする。

2 乙は、前項の交付後に残額があるときは、当該残額を甲へ返還することとする。

第八条 丁は、前条第一項により金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。

第九条 乙は、第六条第五項により丁から提出された書面その他この取引に係るいつさい

の書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い、金銭の交付等を行ったときは、その取扱いに關するいっさいの責任を免れることとする。

第十条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被担保債務について、遅滞なく、報告し、又は、必要な資料を提供することとする。

第十一条 本約定による質権の及ぶ期間は、昭和 年 月 日までとする。

第十二条 前項の期間内に甲が第五条第一項の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、本約定による質権の及ぶ期間は、甲が当該各号のいずれかに該当した日から六か月を経過した日又は前項の期間の満了した日のいずれか遅い日までとする。

第十三条 第六条第五項の請求は、前項の期間の満了後三か月を経過した日までに行うこととする。ただし、甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が同条第四項の手続を行うことができない場合であつて、丁が乙に対して当該事情を明らかにした書面を提出したときは、乙及び丁の協議により、当該期間を相当期間延長することができることとする。

第十四条 本約定による質権は、第一項もしくは前項のいずれかの期間の満了又は新約定の締結により消滅することとする。

第十五条 本約定書は、正本一通及び副本二通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及び乙がそれぞれ一通を保管することとする。

(別冊)債券明細書

債券の種類	回数	号	券面金額	枚	数	債券番号	付属利札

(別冊)労働者名簿

昭和 年 月 日

氏名	住	所	担保極度額(単位円)

計	名	計	円

上記の通り相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(甲)住所  
氏名又は名称

印